

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 ミウラサンギョウカブシキガイシャ 三浦産業株式会社

住所 奈良県大和郡山市南郡山町468番地

代表取締役  
代表者氏名 フリガナ ミウラ シンイチ 三浦 伸一

電話番号 0743-53-2617

FAX番号 0743-55-2330

メールアドレス info@miura-sangyo.co.jp

 印

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 三浦産業株式会社

住 所 奈良県大和郡山市南郡山町468番地  
代表者氏名 三浦 伸一



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	みうらさんぎょうかぶしがいしゃ 三浦産業株式会社		
住 所	奈良県大和郡山市南郡山町468番地		
フリガナ 代表者の氏名	みうら しんいち 三浦 伸一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) 役員の名	取締役 佐々木 房男 取締役 三浦 登美江 取締役 三浦 昌一 監査役 佐々木 和子	取締役 三浦 洋介 取締役 三浦 紀子 取締役 三浦 愛子 監査役 三浦 泰代	ミウラ ヨウスケ ミウラ ノリコ ミウラ アイコ ミウラ ヤスヲ

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

三浦産業株式会社

奈良県大和郡山市南郡山町468番地

代表取締役 三浦 伸一



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市南郡山町468番地  
三浦産業株式会社

会社法人等番号	1500-01-006202	
商号	三浦産業株式会社	
本店	大阪市生野区鶴橋三丁目8番31号	
	奈良県大和郡山市南郡山町468番地	平成8年6月16日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和45年4月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大阪ガスショップとしての委託業務、ガス機器販売、同修繕、ガス工事、保安業務及びメンテナンス</li> <li>2. 各種燃料並びに各種燃料器具の販売、保安業務及びメンテナンス</li> <li>3. 建築工事並びに住宅設備機器の販売、施工及びメンテナンス</li> <li>4. 建築設計並びに設備工事設計業務</li> <li>5. 空調設備機器の販売、工事及びメンテナンス</li> <li>6. 情報通信機器の販売、工事及びメンテナンス</li> <li>7. 電気工事、土工工事、石工事、舗装工事業</li> <li>8. 水道施設工事、上下水道工事、管工事業</li> <li>9. 大工工事並びに内装仕上工事業</li> <li>10. 屋根工事業</li> <li>11. とび、土工工事並びにしゅんせつ工事業</li> <li>12. タイル、れんが、ブロック工事業</li> <li>13. 鋼構造物工事業</li> <li>14. 宅地建物取引業</li> <li>15. 福祉用具の販売及び賃貸</li> <li>16. ハウスクリーニング業</li> <li>17. 太陽電池の販売、取付工事及びメンテナンス</li> <li>18. 燃料電池の販売、取付工事及びメンテナンス</li> <li>19. セキュリティ機械器具の販売、取付工事及びメンテナンス</li> <li>20. 損害保険代理店業</li> <li>21. 医療器具及び医療用具の販売</li> <li>22. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成17年10月 1日変更      平成17年10月 6日登記</p>	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万8000株	



株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金2400万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 <u>三浦伸一</u> 平成27年5月25日重任 平成27年6月5日登記
	取締役 <u>三浦伸一</u> 平成29年5月25日重任 平成29年6月7日登記
	取締役 <u>三浦伸一</u> 令和1年5月25日重任 令和1年6月6日登記
	取締役 <u>三浦健一</u> 平成27年5月25日重任 平成27年6月5日登記
	取締役 <u>三浦健一</u> 平成29年5月25日重任 平成29年6月7日登記
	取締役 <u>三浦健一</u> 令和1年5月25日重任 令和1年6月6日登記
	取締役 <u>三浦紀子</u> 平成27年5月25日重任 平成27年6月5日登記
	取締役 <u>三浦紀子</u> 平成29年5月25日重任 平成29年6月7日登記
	取締役 <u>三浦紀子</u> 令和1年5月25日重任 令和1年6月6日登記



	<u>取締役</u> 三浦洋介	平成30年 4月 1日就任 平成30年 4月 11日登記
	取締役 三浦洋介	令和 1年 5月 25日重任 令和 1年 6月 6日登記
	<u>取締役</u> 三浦愛子	令和 1年 5月 25日就任 令和 1年 6月 6日登記
	<u>奈良県大和郡山市南郡山町465番地の2 代表取締役</u> 三浦伸一	平成27年 5月 25日重任 平成27年 6月 5日登記
	<u>奈良県大和郡山市南郡山町465番地の2 代表取締役</u> 三浦伸一	平成29年 5月 25日重任 平成29年 6月 7日登記
	<u>奈良県大和郡山市南郡山町465番地の2 代表取締役</u> 三浦伸一	令和 1年 5月 25日重任 令和 1年 6月 6日登記
	<u>監査役</u> 三浦泰代	平成25年 5月 24日重任 平成25年 6月 12日登記
	監査役 三浦泰代	平成29年 5月 25日重任 平成29年 6月 7日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年 9月 28日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により	平成17年 8月 23日移記



奈良県大和郡山市南郡山町468番地  
三浦産業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 6月23日

奈良地方法務局  
登記官

南 英 樹

